

—ご旅行条件書(要旨)—

お申込みの際には、必ずご旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上、お申込みください。

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社さとゆめ(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。  
 (2) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、別途お渡しするご旅行条件書(全文)、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。なお、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含まれます。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1) 当社又は当社の受託旅行者(以下「当社ら」といいます)に対して、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。  
 (2) 電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段でお申込みの場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知が、お客様に到達した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払が必要です。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目に当たる日より前、又は当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送期間の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税

5. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には、次の金額を取消料としていただきます。

	旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日からさかのぼって	(イ)21 日目(日帰り旅行にあつては 11 日目)に当たる日以前	無料
	(ロ)20 日目(日帰り旅行にあつては 10 日目)に当たる日以降(ハ)からへまでに掲げる場合を除く	旅行代金の 20%
	(ハ)7 日目に当たる日以降(ニ)からへまでに掲げる場合を除く	旅行代金の 30%
	(ニ)旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%
	(ホ)旅行開始前の当日に解除する場合(ヘ)	旅行代金の 50%

に掲げる場合を除く)	
(ヘ)無連絡不参加又は旅行開始後に解除する場合	旅行代金の 100%

6. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。  
 (2) お客様の次に例示するような事由により、損害を被った場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更、若しくは旅行の中止
  - ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
  - ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
  - ④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
  - ⑤自由行動中の事故
  - ⑥食中毒
  - ⑦盗難
  - ⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更又はこれらのために生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮等

7. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為若しくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。  
 (2) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

8. 個人情報の取り扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、①当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただきます。